

令和 8 年熊本地震で被災され京都府内に避難された方へ

生活福祉資金（緊急小口資金：特例貸付）のお知らせ

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

令和 8 年7月28日に発生した熊本地震により災害救助法が適用となった地域に住所を有している世帯で、当座の生活資金を必要とする世帯に資金をお貸します

（貸付対象）

- 被災地（熊本地震で災害救助法が適用された地域）から京都府内に避難されている世帯で、概ね1ヵ月以上居住する予定であること
- 他府県で本特例貸付を利用されていないこと

（貸付金額）

○原則として、1世帯10万円以内。ただし、次の（1）～（4）の場合は20万円以内

- （1）世帯の中に死亡者がいるとき
- （2）世帯員に要介護者（※）がいるとき
- （3）世帯員が4人以上いるとき
- （4）上記（1）～（3）のほか、重傷者、妊産婦、学童児童がいる世帯等で特に京都府社会福祉協議会会長が認めるとき

※「要介護者」とは、①療養または介護を要する65歳以上の方、②身体障害者手帳の交付を受けた方、③療育手帳の交付を受けた方、④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、⑤その他、現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方

（貸付利子）無利子

（償還について）

- 据置期間 1年以内
- 償還期間 据置期間経過後、2年以内に償還いただきます

（ご留意事項）

- 必要な書類は相談窓口を確認ください
- 借受人名義の口座に振り込むこととし、現金の取扱いはいたしません
- 貸付には審査があります

（ご相談窓口）

- 避難されている地域の市町村社会福祉協議会が相談窓口になります
- 別添の京都府・市町村社会福祉協議会（相談窓口）一覧をご覧ください